

公益社団法人日本図書館協会代議員定数等検討委員会規程

(設置)

第1条 公益社団法人日本図書館協会定款（以下「定款」という。）第51条第1項に基づき代議員定数等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、公益社団法人日本図書館協会委員会通則規程（以下「委員会通則」という。）第3条により定める。

2 設置期間は2023年3月31日までとする。

(目的)

第2条 委員会は、定款第13条に関する代議員定数等の課題を検討し、改善策を示すことを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するために次の事項について検討し、理事会に報告する。

- (1) 定款第13条に関する代議員の定数の在り方
- (2) 前号に関する代議員選挙規程の在り方
- (3) その他 定数等の関する重要な事項

(組織)

第4条 委員会は、20名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員長及び委員の任命及び解職は、理事会の議決を経て理事長が行う。
- 3 理事長は委員の互選によって選出された者を委員長候補者として理事会に提案することができる。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員会に副委員長を置くことができる。
- 6 副委員長は、委員長が委員の中から任命する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

- 2 理事長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、第1条第2項に定める期間と同一とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会に対する報告)

第7条 委員長は、委員会の活動が終了するとき、及び理事長又は理事会の求めるときには、委員会の活動を理事長又は理事会に報告しなければならない。

(委員会の経費)

第8条 委員会の経費は、本法人の予算の範囲内でまかなう。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本法人の総務部が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、2021（令和3）年12月23日から施行する。